

Title	〔労働法・経済法八七〕 株式取得による私的独占 (公取委昭和四七年九月一八日審決)
Sub Title	
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.2 (1973. 2) ,p.115- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730215-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法・経済法 八七〕 株式取得による私的独占

（東洋製罐の私的独占事件
昭和四七年（勅）第一二二号
公取委 昭和四七・九・二八審決）

〔事実〕
一、東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という）は、食かんその他の各種容器の製造販売業を営む者である。

わが国における食かんの主な製造業者は一三社あり、これら一三社は、わが国における食かんのほとんどすべてを供給している。これら一三社の総供給量のうち、昭和四六年において、東洋製罐の占める割合は、約五六パーセントであり、これに、同社の支配下にある本州製罐、四国製罐、北海製罐および三国金属の供給量を加えると、その割合は、約七四パーセントとなる。また、東洋製罐に次ぐのは大和製罐であり、その供給割合は、二三パーセントである。

二、(1) 本州製罐株式会社（以下「本州製罐」という）は、東洋製罐が、食かんの大口需要家達と共同出資して設立した会社であり、東洋製罐は、同社設立時に、発行済株式総数二、〇〇〇株の三三・五パーセントを自社または自社の役員等の名義で取得した。その後、東洋製罐は、新たな株式取得または増資割当により、昭和四七年

六月末日現在、四二万三千株を自社の名義により、また、一二〇万株を他の数社および研究所の名義により所有しており、これは、本州製罐の発行済株式総数の約八一パーセントに当たる。

さらに東洋製罐は、本州製罐設立時より、自社の役員または従業員を現職のまま、または退職させたりして本州製罐の役員などに就任させ、その経営に参加させてきた。なお、東洋製罐は、昭和三九一年に「関係会社の運営並びに事務取扱要領」を定め、これにより、本州製罐を自己の意向に従って営業するよう管理している。

なお、東洋製罐は、従来、本州製罐に食かんの下請生産をさせているが、昭和四六年において、本州製罐に下請けさせた数量は、本州製罐の食かん全販売数量の約三三パーセントに達している。

(2) 四国製罐株式会社（以下「四国製罐」という）は、東洋製罐が、四国地区のかん詰製造業者と共同出資して設立した食かん製造業者である。東洋製罐は、同社設立時に、同社の発行済株式総数の五〇パーセントに当る株式を自社の役員等の名義により取得した。その後

東洋製罐は、新たに同社の株式を取得し、昭和四七年六月末日現在、他社およびその関係者名義により同社発行済株式総数の約七二パーセントに当る株式を所有している。

また東洋製罐は、本州製罐の場合と同様、四国製罐に役員を送り込み、その経営に参加させて、同社を管理している。なお、東洋製罐が、四国製罐に下請けさせた数量は、四国製罐の食かん全販売数量の約一一・八パーセントに達している。

(3) 北海製罐は、東洋製罐が過度経済力集中排除法の適用を受けた結果、東洋製罐より分離独立した食かん製造業者である。東洋製罐は、昭和四七年六月末日現在、同社設立の学校法人東洋食品工業短期大学および研究所の名義で、北海製罐の発行済株式総数二、四〇〇万株の約二九パーセントに当る株式を所持している。

ところで、東洋製罐は、北海製罐と将来合併すべきであるとの基本的諒解を前提として、両社間の協調促進および合併阻害要因の発生を阻止、すなわち、両社間における二重投資および競争関係の成立を意味する一切の営業活動を回避するとの理由の下に、北海製罐の販売地域を北海道一円に限定し、さらに、最近著しく伸長している飲料かんの製造を阻止するなど、北海製罐の事業活動を制限している。その事例は次の通りである。

(ア) 東洋製罐は、昭和三一年ごろ、昭和三三年ごろ、および昭和四二年に、北海製罐から本州地区に工場を新設することについて了承を求められたが、了承しなかつた。

(イ) 東洋製罐は、北海製罐が昭和三七一年ごろから、埼玉県所在の日

東製器株式会社（以下「日東製器」という）に食かんの製造を開始させたところ、同四三年ごろには、その生産数量が製造開始当時に比して倍増したため、同四三年七月、東洋製罐販売第一課長を日東製器の常務取締役として派遣し、日東製器の経営に参加させた。同人は、現在日東製器代表取締役であり、同社は、現在食かんの製造を行なっていない。

(ウ) 東洋製罐は、昭和四二年ごろ、北海製罐から北海道地区において、ガラナ用飲料かんの製造について了承を求められたが同四三年八月ごろ、了承しないことを明らかにした。

(エ) 東洋製罐は、昭和四五年八月ごろ北海製罐から雪印乳業用粉乳かん等の製造のために、埼玉県に岩槻工場を新設することについて了承を求められた。しかし、東洋製罐は、これが北海製罐の経営上やむをえない事情から行なわれたことに鑑み、慎重に検討した結果、昭和四六年一月ごろに至り、事実上、同工場の規模、製造かん型、販売先等についての制限および東洋製罐代表取締役を辞任させ、北海製罐の代表取締役に就任させることを条件として同工場を新設することを了承した。

なお東洋製罐が北海製罐に下請させた数量は、北海製罐の食かん全販売数量の約二〇パーセントに達している。

(オ) 三国金属株式会社（以下「三国金属」という）は、主要販売先の倒産により、その経営に支障を生じ、東洋製罐に、食かんの購入を要請した。これに対し東洋製罐は、三国金属の食かんを年間約三〇万ケース購入することとした。その後東洋製罐は、食かん購入量の増

加および食かん製造機械の販売を含む技術指導の依頼を受けたが、将来、東洋製罐に背反することを防止する必要があるとして、三国金属の発行済株式総数の五〇パーセントに当る株式五万株を譲り渡すことおよびその他の株主が三国金属の株式を処分する場合は、東洋製罐の承認を受けることを条件として、その依頼に応じた。なお昭和四六年に、東洋製罐が三国金属に下請させた数量は、三国金属の食かん全販売数量の約三六パーセントに達している。

三、東洋製罐は、かん詰製造機械の販売または貸与を通じ、また、技術サービス、リベート、かん詰の販売あつせんおよび資金援助を活用することにより、自社に対するかん詰製造業者の依存度を高めており、また、東洋製罐が多種類のかん型を製造していることから、かん詰製造業者の東洋製罐に対する依存度はかなり高くなつてゐる。しかし、かん詰製造業者のなかに、最近、かん詰製造原価の引下げを図るため、自家消費の食かんの製造を企図するものがある。このような自家製かんに対して、東洋製罐は、同社の販売数量が減少し、ひいては、食かん業界における地位に悪影響をもたらすものとして、基本的に反対の方針をとり、自家製かんを実施するかん詰製造業者に対しては、自家製かんすることのできない食かんの供給を停止する等の措置により、自家製かんの開始を阻止することに努めている。その例は次のとおりである。

(1) かん詰製造業者である丸神海産および大篠津食品は、川崎製鉄の協力を受け、自家製かんのため共同して、昭和四四年八月ごろ、神和工業を設立した。これに対し、東洋製罐は、川崎製鉄に、丸神

海産の自家製かんを中止させるよう申し入れたが、これを拒否されたため、丸神海産に、東洋製罐も神和工業に出資して、その経営に参加し、事実上神和工業を東洋製罐の下請工場とすることを申し入れた。しかし、丸神海産は、同社の自家製かんの開始について、川崎製鉄の協力を得られることならびに千葉製罐、第一金属工業および山本製罐が不足食かんの供給に全面的に協力することを確約したことから東洋製罐からの同申し入れを拒否した。このため、東洋製罐は、丸神海産に対する食かんの供給を停止した。

(2) 太洋食品も自家製かんの準備を進めていたが、東洋製罐の丸神海産に対する態度をみて、現状では、自家製かんを開始した場合、自家製かんすることのできない食かんを円滑に購入することが不可能となるのではないかとの危惧を抱くに至つた。そこで太洋食品は、自家製かんの開始をほめかきつつ、東洋製罐に対し、食かん販売価格の引下げを要求し、これを獲得して、自家製かん開始を事実上断念した。

(3) その他深井産業も、自家製かん開始について検討を進めていたが、太洋食品と同様の理由で、事実上断念した。

〔審決要旨〕

公正取引委員会は、「東洋製罐は、本州製罐、四国製罐、北海製罐および三国金属の事業活動を支配し、また、かん詰製造業者の自家製かんについての事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、わが国における食かんの取引分野における競争を実質的に制限しているものであり」、これは私的独占禁止法三条前段の規定

に違反するものであるとして以下の排除措置を命じた。

- (一) 東洋製罐は、今後、同社と北海製罐が合併するとの基本的諒解を前提として、北海製罐の事業活動に干渉してはならない。
- (二) 同社は、北海製罐の岩槻工場設置に際して付した同工場の設備、製造かん型および販売先についての制限ならびに人事についての条件を撤回しなければならない。
- (三) 同社は、学校法人東洋食品工業短期大学および財団法人東洋食品研究所の名義で所有している北海製罐の株式のうち一二〇万株をこえる部分を処分しなければならない。

(四) 同社は、第二項および第三項に基づいてとるべき措置についての計画書を当委員会に提出し、承認を求めなければならない。

(四) 同社は、食かんの供給を停止することにより、取引先かん詰製造業者が自家消費用食かんの製造を開始することを排除してはならない。

〔評釈〕

本件は、東洋製罐が、株式取得および役員兼任等によつて前記四製かん業者の事業活動を支配したこと、およびかん詰製造業者の自家製かんを食かんの供給停止を通じて排除したことを、私的独占に該当するとした事例である。これまでに私的独占に該当し三条に違反するとされた事例には、埼玉銀行事件（公取委昭和二五・七・一三同意審決、審決集、巻七四頁）、雪印・北海道バター事件（公取委昭和三一・七・二八審決、審決集八卷二二頁）および野田正油事件（東京高裁昭和三二・二二・二五判決、審決集九卷五七頁）などがあるが、その数はきわ

めて少なく（前記三件を含め五件）、ここ約一八年間私的独占に該当するとされた事件はない。この点で本件は、注目すべき事件であり、また寡占的産業（わが国の食かんのほとんど総てを製造する二三社の総生産量のうち、東洋製罐が五六パーセントを占め、これに支配下にある四社の供給量を加えると七四パーセントに達する。業界第三位の大和製罐は二三パーセントを占める。この結果両者で九七パーセントを占めることになる。）における私的独占事件として、最近の事件の中で重要なものといふことができる。

さて公正取引委員会は、東洋製罐が株式取得および役員兼任等によつて、本州製罐、四国製罐、北海製罐および三国金属の事業活動を支配しているとしているが、その具体的事実については北海製罐についてのみ明らかにし、他の三者については支配の具体的事実が明らかにされていない。そこで、この審決は、株式取得等による被取得会社に対する支配状態それ自体を違法としているのか、あるいはその支配力を行使しての具体的な被支配会社の事業活動の抑圧行為を違法としているのか、かならずしも明確ではないという批判が加えられている。⁽¹⁾しかし審決全体からすれば、公正取引委員会は、支配状態ではなく、支配行為を違法としているものと理解される。

このことは、独占禁止法二条五項の「支配」が、「一般的に、本来自主的に決定すべき事業活動についての自主的な決定を行ないえない状態をもたらし行為」⁽²⁾であることからすれば当然であろう。そこで問題は、公正取引委員会の法の適用の態度である。すなわち、東洋製罐の、本州製罐、四国製罐および三国金属に対する事業活動の

支配が、私的独占の「支配」に該当するというためには、事業活動の支配をもたらず具体的行為を明らかにすることが必要であろう。

この審決で次に問題となるのは、公正取引委員会が、北海製罐ほか三社に対する東洋製罐の事業活動の支配が、私的独占に該当するとしながら、北海製罐に対する支配についてのみ排除措置を命じ、

他の三社に対する支配についての排除措置を命じていない点である。この点について、公正取引委員会は、四社の中で北海製罐が最

も大きく（製かん業者二三社の総供給量に占める四社の割合は一八パーセントであり、北海製罐がこのうち約六六パーセントを占めているという）、

東洋製罐による支配を排除すれば、競争の実質的制限はなくなり、市場における有効な競争が回復されると考えたと思われる。もしそうだとすれば、北海製罐以外の三社に対する支配は、理論的には競争の実質的制限に該当せず、私的独占にならないとも考えられる。

すなわち、三社に対する支配プラス北海製罐の支配が競争の実質的制限になるというわけである。本件は、ある企業が、数社の事業活動を支配することにより全体として競争の実質的制限をもたらず場合（個別的企業に対する個別的支配は、それだけでは競争の実質的制限にならない）、私的独占の成立する範囲、および排除措置について困難な問題を提起しているように思われる。実際上は、公正取引委員会の自由裁量によつて排除措置が命じられることになるが、この場合、当該排除措置が市場における有効な競争を回復するために必要かつ充分であることの説明が、審決で述べられることが要請されよう。

ところで、本州製罐および四国製罐は、東洋製罐が、他社と共同出資して設立した企業であり、その食かん総販売量に占める東洋製罐の下請数量がかなり大きいこと、および東洋製罐と両者との関係⁽⁴⁾を考慮すれば、法律上は、独立の人格を有しているとしても、実質的には、東洋製罐の一工場とみることもできるのではあるまいか。また三国金属は、営業不振から、東洋製罐の援助を求めたのであり、現在東洋製罐の援助の下に同社の一工場として事業を継続していることとみることはできないであろうか。もしそうだとすれば、本州製罐、四国製罐および三国金属は、東洋製罐と同一視することができ、私的独占がそもそも問題とならないことになる。そしてこの場合当該三社に対する支配は、市場における東洋製罐の占める地位を評価する事実となる。

しかし以上述べたことは、審決で述べられている事実だけからでは明らかではなく、あくまで評釈者の推測である。

次に、東洋製罐が、丸神海産の自家製かんに対して、自家製かんできない食かんの供給を停止したため、大洋食品および深井産業が事実上自家製かんを断念したことを、東洋製罐による「事業活動の排除」とした公正取引委員会の法律構成はどうであろうか。公正取引委員会の認定した事実だけでは、私的独占の構成要件である「他の事業者の事業活動の排除」に該当すると判断するには不十分であると思われる。すなわち、自家製かんを開始し、それに対して東洋製罐が、自家製かん出来ない食かんの供給を停止した場合、客観的にみて、当該かん詰製造業者がかん詰製造事業を継続することが不

可能であり、その結果自家製かを断念しなければならなかつたという事情が立証される必要がある。丸神海産に関する事実からは、必ずしもかかる事情は明らかではない。すなわち丸神海産は、東洋製罐による供給停止後も、自家製かを継続しているし、自家製かできない食かんについては他から供給を受けていることが認められているわけであるから、「排除」に該当するようためには、丸神海産が、供給停止によつて受けている影響およびその程度（事業継続に対する）が明らかにされる必要がある。単に「東洋製罐は、かん詰製造機械の販売または貸与を通じ、また、技術サービス、リベート、かん詰の販売あつせんおよび資金援助を活用することにより、自社に対するかん詰製造業者の依存度を高めており、また、東洋製罐が多種類のかん型を製造していることから、かん詰製造業者の東洋製罐に対する依存度はかなり高いものと認められる」という事実認定だけでは不十分である。

〔最高裁判例研究 六五〕

昭四四18（最高刑集二三卷二二号）
（一五二五頁）

一 国税犯則取締法二条により裁判官がした差押等の許可自体に
対する準抗告その他独立の不服申立の許否と憲法三二条

以上本審決の主要な点について評釈を加えたが、全体としてみた場合、事実関係が審決において十分に明らかにされていないことと、法の適用の説明（構成要件事実の立証）の不十分さが感じられる。従来、勧告審決の場合には、勧告審決であるということで、一般に容認されてきたが、公正取引委員会の審決に占める勧告審決の割合ならばに、審決の「先例」形成機能の積極的評価を考えた場合、いかがであろうか。新しいケースおよび重要なケースの場合には、たとえ勧告審決であつても、十分な立証と理由づけが望まれる。

(1) 松下満雄「東洋製罐の私的独占事件」商事法務研究六二二号四九〇頁。

(2) 正田彬・コンメンタール私的独占禁止法二二七頁。

(3) 青山義之「東洋製罐株式会社に係る私的独占事件(上)」公正取引二六五号一五頁。

(4) 青山・前掲論文一四頁。

金子 晃

二 国税犯則取締法二条により収税官吏がした差押処分に対する
不服申立方法

捜索差押許可の裁判の取消並びに差押処分の取消を求める準抗告棄却決